

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

介護保険制度は、将来の超高齢社会の到来に対する高齢者の安心と直面する介護問題を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設され、以来、要介護認定者数やサービス利用量の増加とともに、居宅サービス、施設サービスなど介護サービスの供給体制も着実に整備されてきました。さらに、平成18年度からは地域支援事業、地域密着型サービスや地域包括支援センターなど新たなサービス等が創設されました。

また、ひたちなか市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「しあわせプラン21」という。）の第3期（平成18年度～平成20年度）では、平成27年度における高齢者介護の姿を見据えた一貫性・連動性のある介護保険計画を策定することとなり、第3期及び第4期（平成21年度～平成23年度）しあわせプラン21では、「介護サービス基盤の整備」や「介護予防の推進」、「認知症高齢者支援対策の推進」などを基本方針として、高齢者の介護・福祉等の推進を図りました。第5期（平成24年度～平成26年度）しあわせプラン21においては、「地域包括ケアの推進」を基本方針に加え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送るための取組の推進を図りました。第6期（平成27年度～平成29年度）しあわせプラン21においては、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年（2025年）までの10年間を、地域包括ケアシステムを段階的に構築する期間と位置付け、その最初の計画として、在宅医療・介護の連携や介護予防・日常生活支援総合事業等の新しい地域支援事業に取り組んできました。

今般、第7期（平成30年度～平成32年度）しあわせプラン21の策定に先立ち、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」が平成29年6月2日に公布されました。その内容は、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、②医療・介護の連携の推進等、③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等、④2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（平成30年8月施行）、⑤介護納付金への総報酬割の導入（平成29年8月分の介護納付金から適用）等となっています。

第7期（平成30年度～平成32年度）しあわせプラン21の策定にあたっては、第6期計画の取組を継続しつつ、平成37年（2025年）を見据え、データに基づく地域課題の分析を行い、自立支援・要介護状態の重度化防止のための取組や日常生活を支援する体制の整備、在宅医療・介護連携を図るための体制の整備、認知症施策の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等により、地域包括ケアシステムを本市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

2 計画の性格及び他の計画との調和

第7期しあわせプラン21は、平成37年（2025年）を見据え、平成30年度からの3か年における目指す目標と具体的な施策を示すものです。

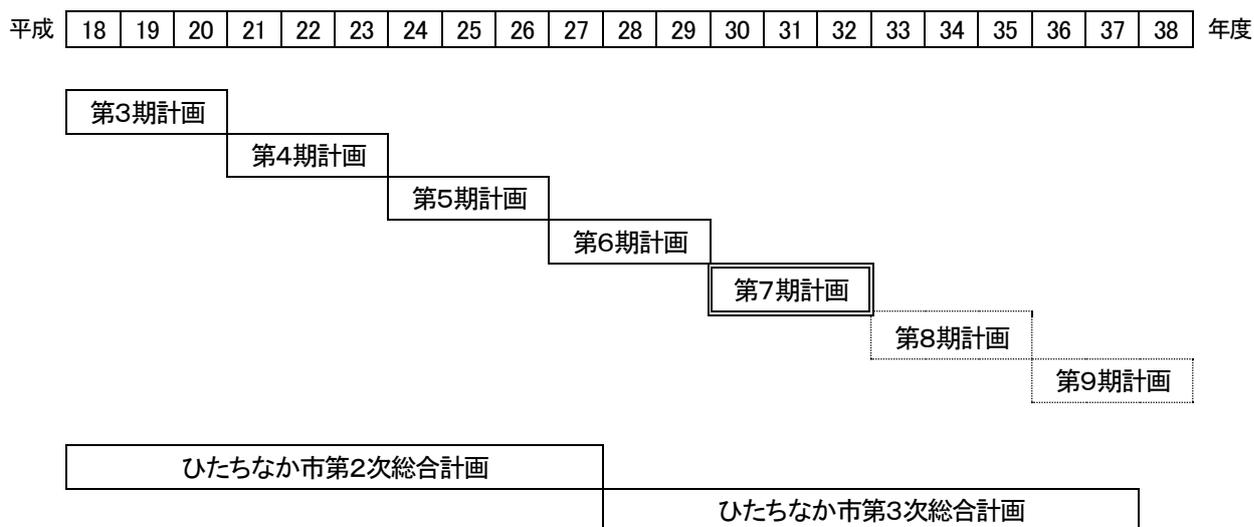
また、「ひたちなか市第3次総合計画前期基本計画」の基本構想を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を推進し、「ともに支えあい末永く健やかに暮らせるまちづくり」を目指すとともに、国や県が定める医療、介護及び福祉等に関する計画や本市の地域福祉計画等との調和を図ります。

3 計画の法的位置付け

第7期しあわせプラン21は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法の規定の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に構成したものです。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、第3期から3年を1期とする計画期間となっています。

4 計画期間

本計画は、平成30年度から平成32年度(2020年度)までの3年間を計画期間とします。



5 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、介護保険事業や福祉サービスについて、供給体制の整備や計画推進に向けての取組など、計画の実施状況を評価する必要があるため、医療、介護、被保険者の各代表や学識経験者等で構成する「ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議」において、実施状況等を検証するとともに、事業の総合的な推進を図っていきます。

「地域包括支援センター運営部会」では、地域包括支援センターにおいて事業が適切に、また公正・中立性の観点から運営されているかを点検し、協議を行っていきます。

「地域密着型サービス運営部会」においては、地域密着型サービスにおける事業所指定及び指定更新等について協議を行っていきます。